

印刷技能検定試験の  
試験科目及びその範囲並びにその細目

平成22年3月

厚生労働省職業能力開発局

1 1級印刷技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

印刷の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 印刷、製版及び製本一般</p> <p>製版から印刷、製本までのワークフロー</p> <p>印刷法の種類及び特徴</p> <p>印刷機の種類及び特徴</p> <p>製版法の種類及び特徴</p> <p>印刷原稿及び版下の指示</p> <p>日本工業規格に定める印刷物の仕上げ寸法</p> <p>製本様式及び本の各部の名称</p> <p>印刷システムの種類、構成及び特徴</p>	<p>製版から印刷、製本までのワークフローに関する一般的な知識を有すること。</p> <p>次の印刷法の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) オフセット印刷法 (2) その他の印刷法</p> <p>次に掲げる印刷機の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) オフセット印刷機 (2) その他の印刷機</p> <p>次に掲げる製版法の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 写真法を利用する製版 (2) 電子機器を利用する製版</p> <p>1 印刷原稿及び版下の指示について一般的な知識を有すること。</p> <p>2 文字及びカラーについて一般的な知識を有すること。</p> <p>3 校正記号及び校正用語について一般的な知識を有すること。</p> <p>日本工業規格に定める印刷物の仕上げ寸法について概略の知識を有すること。</p> <p>1 製本様式、製本工程及び本の各部の名称について一般的な知識を有すること。</p> <p>2 印刷物の加工について概略の知識を有すること。</p> <p>1 製版に係る文字及び画像処理システムの構成について概略の知識を有すること。</p> <p>2 次に掲げる印刷機に係るプリセットシステムの種類、構成及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 画像情報 (2) インキ、湿し水 (3) 印刷用紙</p> <p>(4) その他のプリセットシステム</p> <p>3 品質に係る装置及びシステムの特徴について概略の知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>環境保全及び資源の再利用の方法</p> <p>2 材 料</p> <p>版材の種類、特徴及び用途 印刷用インキ類の種類及び特徴 印刷用紙類の種類、特徴及び用途</p> <p>3 電 気</p> <p>電気用語 電気機械器具の種類及び特徴 電子機器の種類及び用途</p> <p>4 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>5 オフセット印刷法</p> <p>オフセット印刷の方法</p>	<p>印刷作業に伴う環境保全及び資源の再利用の方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 印刷用インキ、溶剤等の廃棄方法 (2) 紙の分別方法</p> <p>版材の種類、特徴及び用途について概略の知識を有すること。 印刷用インキ、溶剤、添加剤、洗浄剤の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 印刷用紙の種類、特徴及び用途について一般的な知識を有すること。 2 紙以外の被印刷体について概略の知識を有すること。</p> <p>印刷作業に関する電気用語について概略の知識を有すること。 印刷作業に関する電気機械器具の種類及び特徴について概略の知識を有すること。 ワンボードマイコン、パーソナルコンピュータ等のコンピュータ及びその周辺機器の基本的構造、機能及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>1 印刷作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 印刷作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理整頓及び清潔の保持 (7) 事故時等における応急措置及び退避 (8) その他印刷作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令のうち印刷作業に関する部分について詳細な知識を有すること。</p> <p>オフセット印刷の準備及び印刷作業に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 刷版の点検方法 (2) 刷版の取付け方法</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>オフセット印刷機の構造及び操作方法</p> <p>オフセット印刷の製品不良の原因及びその防止対策</p> <p>実 技 試 験            オフセット印刷作業            オフセット印刷</p>	<p>(3) 胴の仕立て方及び印圧の調整            (4) インキ及び湿しローラの調整            (5) インキの調合、色合せ及び調整            (6) 湿し水の調整            (7) 印刷用紙の準備及び取扱い            (8) 印刷関連測定器の使用方法            (9) 刷色の順序            (10) 見当合せ            (11) 刷り本の評価及び処理            (12) 印刷途中の機械停止方法及び停止時の処置            (13) 印刷終了後の処置</p> <p>1 オフセット印刷機に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。            (1) 種類及び特徴 (2) 性能 (3) 起動及び停止装置            (4) 胴の配置及び機構 (5) インキ装置 (6) 湿し装置            (7) 給排紙装置 (8) 制御装置 (9) プリセット装置            (10) その他の装置</p> <p>2 オフセット印刷機の操作方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。            (1) 機械の操作順序 (2) 機械の保守及び点検            (3) 故障及びその対策</p> <p>オフセット印刷に関し、次に掲げる事項から起こる製品不良の原因及びその対策について詳細な知識を有すること。            (1) 資 材 (2) 印刷機械 (3) 環境条件</p> <p>1 オフセット印刷機による印刷操作ができること。            2 オフセット印刷機の保守・調整ができること。            3 印刷用紙・印刷用インキ使用量の積算ができること。            4 印刷時間の積算ができること。            5 オフセット印刷物の品質評価ができること。</p>

2 2級印刷技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

印刷の職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

表2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 印刷、製版及び製本一般</p> <p>製版から印刷、製本までのワークフロー</p> <p>印刷法の種類及び特徴</p> <p>印刷機の種類及び特徴</p> <p>製版法の種類及び特徴</p> <p>印刷原稿及び版下の指示</p> <p>日本工業規格に定める印刷物の仕上げ寸法</p> <p>製本様式及び本の各部の名称</p> <p>印刷システムの種類、構成及び特徴</p>	<p>製版から印刷、製本までのワークフローに関する一般的な知識を有すること。</p> <p>次の印刷法の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) オフセット印刷法 (2) その他の印刷法</p> <p>次に掲げる印刷機の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) オフセット印刷機 (2) その他の印刷機</p> <p>次に掲げる製版法の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 写真法を利用する製版 (2) 電子機器を利用する製版</p> <p>1 印刷原稿及び版下の指示について概略の知識を有すること。</p> <p>2 文字及びカラーについて概略の知識を有すること。</p> <p>3 校正記号及び校正用語について概略の知識を有すること。</p> <p>日本工業規格に定める印刷物の仕上げ寸法について概略の知識を有すること。</p> <p>1 製本様式、製本工程及び本の各部の名称について概略の知識を有すること。</p> <p>2 印刷物の加工について概略の知識を有すること。</p> <p>1 製版に係る文字及び画像処理システムの構成について概略の知識を有すること。</p> <p>2 次に掲げる印刷機に係るプリセットシステムの種類、構成及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 画像情報 (2) インキ、湿し水 (3) 印刷用紙</p> <p>(4) その他のプリセットシステム</p> <p>3 品質に係る装置及びシステムの特徴について概略の知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>環境保全及び資源の再利用の方法</p> <p>2 材 料</p> <p>版材の種類、特徴及び用途 印刷用インキ類の種類及び特徴 印刷用紙類の種類、特徴及び用途</p> <p>3 電 気</p> <p>電気用語 電気機械器具の種類及び特徴 電子機器の種類及び用途</p> <p>4 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>5 オフセット印刷法</p> <p>オフセット印刷の方法</p>	<p>印刷作業に伴う環境保全及び資源の再利用の方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 印刷用インキ、溶剤等の廃棄方法 (2) 紙の分別方法</p> <p>版材の種類、特徴及び用途について概略の知識を有すること。 印刷用インキ、溶剤、添加剤、洗浄剤の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>1 印刷用紙の種類、特徴及び用途について概略の知識を有すること。 2 紙以外の被印刷体について概略の知識を有すること。</p> <p>印刷作業に関する電気用語について概略の知識を有すること。 印刷作業に関する電気機械器具の種類及び特徴について概略の知識を有すること。 ワンボードマイコン、パーソナルコンピュータ等のコンピュータ及びその周辺機器の基本的構造、機能及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>1 印刷作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 印刷作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理整頓及び清潔の保持 (7) 事故時等における応急措置及び退避 (8) その他印刷作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令のうち印刷作業に関する部分について詳細な知識を有すること。</p> <p>オフセット印刷の準備及び印刷作業に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 刷版の点検方法 (2) 刷版の取付け方法</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>オフセット印刷機の構造及び操作方法</p> <p>オフセット印刷の製品不良の原因及びその防止対策</p> <p>実 技 試 験            オフセット印刷作業            オフセット印刷</p>	<p>(3) 胴の仕立て方及び印圧の調整</p> <p>(4) インキ及び湿しローラの調整</p> <p>(5) インキの調合、色合せ及び調整</p> <p>(6) 湿し水の調整</p> <p>(7) 印刷用紙の準備及び取扱い</p> <p>(8) 印刷関連測定器の使用方法</p> <p>(9) 刷色の順序</p> <p>(10) 見当合せ</p> <p>(11) 刷り本の評価及び処理</p> <p>(12) 印刷途中の機械停止方法及び停止時の処置</p> <p>(13) 印刷終了後の処置</p> <p>1 オフセット印刷機に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 種類及び特徴 (2) 性能 (3) 起動及び停止装置</p> <p>(4) 胴の配置及び機構 (5) インキ装置 (6) 湿し装置</p> <p>(7) 給排紙装置 (8) 制御装置 (9) プリセット装置</p> <p>(10) その他の装置</p> <p>2 オフセット印刷機の操作方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械の操作順序 (2) 機械の保守及び点検</p> <p>(3) 故障及びその対策</p> <p>オフセット印刷に関し、次に掲げる事項から起こる製品不良の原因及びその対策について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 資 材 (2) 印刷機械 (3) 環境条件</p> <p>1 オフセット印刷機による印刷操作ができること。</p> <p>2 オフセット印刷機の保守・調整ができること。</p> <p>3 印刷用紙・印刷用インキ使用量の積算ができること。</p> <p>4 印刷時間の積算ができること。</p> <p>5 オフセット印刷物の品質評価ができること</p>